

厚労相 アルバイトに呼びかけ

新型コロナウイルス対応の営業時間短縮で勤務シフトを減らされたのに休業補償を受け取れないアルバイトらがいる問題で、田村憲久厚生労働相は15日、「休業手当が払われなければ厚労省に連絡を」と呼びかけた。国の労働局に相談すれば、支払うように企業に個別に働きかけるといふ。支払いを促すため、休業手当の助成率を大企業でも100%とする地域を拡大する方針も明らかにした。

働き手を会社の都合で休ませた場合、会社は休業手当を払う義務がある。国は雇用調整助成金で費用を助成しており、シフト制のアルバイトなども、休業手当を払えば助成対象にしている。しかし、大手飲食チェーンが「シフトが未定だった分は払う義務がない」などとして払わない事例も相次いでいる。

雇用調整助成金の助成率は、すでに緊急事態宣言の対象地域では、大企業でも最大100%まで引き上げている。今後は、「ステージ4」に向けて感染が拡大しており、飲食店への時短要請など宣言地域に準じた取り組みをしているとコロナ担当相が認めた自治体にも適用を拡大する方針。今のところ広島市を念頭に置いているという。

(岡林佐和)